

東京二十三区清掃一部事務組合告示第5号

一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月）の一部を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第2項及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成12年条例第43号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月17日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎孝明

1 変更理由及び内容

- (1) 今般のエネルギー価格や建設資材価格の高騰による清掃工場整備事業への影響に対応するため、清掃工場の整備手法に新たにリニューアル工事を導入する。これに伴い、令和11年度から建替工事による整備を計画していた墨田清掃工場については、整備手法をリニューアル工事に変更する。
- (2) 令和5年度から開始する中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の円滑な推進及び今後の焼却灰資源化事業拡大に伴うコンテナ置場等として敷地を利用するため、休止中の中防破碎ごみ処理施設を廃止し解体する。
- (3) 上記(1)及び(2)に伴う文言整理を行う。

2 変更箇所

第6章（19ページから23ページまで）を、別紙のとおり改める。